慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	エルベ以東・上ラウズィッツ地方の農村市場町(一)
Sub Title	Rural small towns and market-towns in Oberlausitz, the East Saxony
Author	寺尾, 誠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1965
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.58, No.4 (1965. 4) ,p.268(26)- 306(64)
JaLC DOI	10.14991/001.19650401-0026
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650401-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

二

尾

後進型農村市場町の諸

農業制度との関連におい

段階が、上ラウズイッツでは非常に不正常な姿をとる。古典的中世都市とこれに続く中世的小都市の成立が、 ン全体の一般的傾向に合致するのに対して、 だから全体としてこの地方にお センの農村都市、 クセン地方の間には、 農村都市成立について著 しい相違が存在することを指摘してお ザクセン全体についてみられ ともかくザク いう連続的四

第 - 表 Sachsen の都市発生 都市の型 小都市 形態 自生型計画型自生型計画型自生型計画型 10 C 11 C 12 C 13 C 14 19 14 C 12 12 15 C 12 16 C 17 C 18 C 19 C 20 C 16 51

圏の発展にとって基本的障害となるのである。

Volksreichtum の形成を妨げたのである。(性3)

そしてこの民富の形成の阻止こそが、

「世襲隷属領民」

Erbuntertanen

の地位に陥れ、

広範な直接生産者による

すなわちこの地方に近世初頭以来確立した領主直営地拡充に基

市場圏の成立が著しく妨げられたことを物語

って

てこのような特徴をもつ上ラウズィッツに

も農村

か

の自生的市場の発生が全然無か

たわけではな

ところでこの事実は、

上ラウズィッツにおいては結局い

市

我々はその基本的理由を封建制の内部構造に求めた。

K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, 4 Bde, 1957. より作成。

第	二表	Oberla	usitz 0	の都市系	生	
都市の型定住	都	क्तं	小者	都市	市場	易町
形態 成立 時期	自生型	計画型	自生型	計画型	自生型	計画型
11 C		1				
12 C	11.	1				
13 C		3	1	4		
14 C		1	2	5	2	
15 C				1	1	
16 C			1			
17 C			1	1	2	
18 C					5	1
19 C					6	
20 C	2	1				
計	2	7	5	11	16	1

K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 4, 1957. より作成。

二六九

ルベ以東・上ラウズイッツ地方の農村市場町

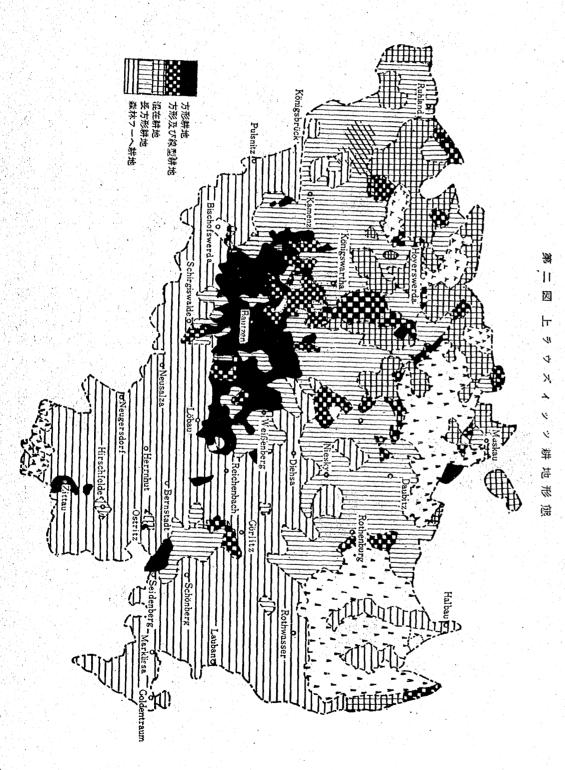
呈

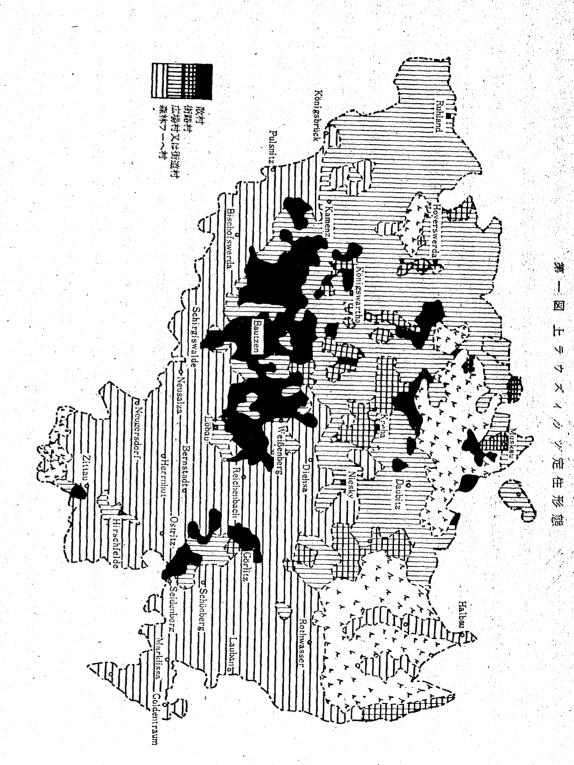
若干考察してみた なりの数の市場町が成立している。そこで本稿においては、 これら農村市場町の実態及びその成立条件につい

理であるといわねばならない。たしかに後にみるようにこれらの農村市場成立の背景には、苛烈な封建領主の支配の下で執 或は領主直営農場へ労働力を提供し、或は農村工業に従事し、そこに日常必需品の局地的購買が行われる場合、 拗に繰り返される小商品経済進展の試みが存在する。特に農村内部に広範に形成された農地を持たぬ小屋住や借家人達が、 の成立という事実から、 ような直営農場領主による上からの近代化の反映とみるべきではなかろうか。こうした意味においてはこの地方の農村市場 奴的経営を、前期的半封建的性格の資本制経営へと再編し、農奴を土地から一層分離して前期的賃労働者に強行転化せしめ 産業資本主義社会に上から適応せんとして行った代物に過ぎなかった。つまり農奴身分解放の結果は、それまでの家産的農 立について直営農場領主のイニシャティブが十分考慮されるべきである。周知のように十八世紀末葉以来エルベ以東にお らない。 たに過ぎない。 ても農奴的身分の解放が叫ばれるようになり、 の一があるが、それにしてもこの地方の市場町の圧倒的部分が、 っともこの内、分割直営農地である Vorwerk のみ存在するもの一、十九世紀において始めて騎士農場の存在を確認しうる この地方の農村市場町については、 さらに市場町成立以前にすでにかかる騎士農場の成立をみているものが、十を数えるのであるから、これらの市場町 しかしその解放の内容は、 すなわち十四世紀以来この地方に成立した農村市場町十七の内、この種の関りが示されるのは実に十三である。 上ラウズイッツにおける農村市場が既存の騎士農場村落を中心に十八、 十八、九世紀にこの地方内部にいわゆる局地的市場圏が成立していたと即断するのは、 多くの研究者が指摘しているように、直営農場領主が西ヨーロッパに発展しつつあっ その大部分が騎士農場 Rittergut と密接な関りを持っていることに留意しなくては その叫びは有名なプロイセン政府のシュタイン・ハルデンベルクの改革に結 直営農場領主制の直接の影響の下にあったことは確実であ 九世紀に発生している事実は、 それは一種の ح

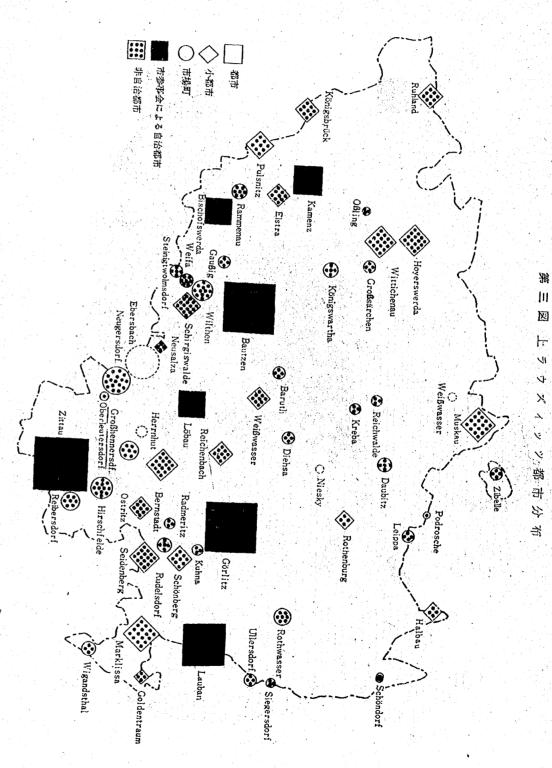
者としての農民の経済的繁栄、 密な意味での局地的市場圏とは根本的に異なった性格の局地的市場なのである。厳密な意味の局地的市場圏が、 局地的市場圏といえないことはない。 いれつつもまさに卑俗な意味における事実上の商品経済に留まり、 手工業者の小商品生産者としての成長に裏づけられて、農村内部の、農村同士の間の局地間交換として展開せられた厳 の論理を採用しようとはしないのである。従ってそこでは小商品経済の進展の歪曲もしくは圧殺の上に、装い 的市場圏の事実上の展開はそれが小商品経済の順調な進展に基いていないために、外面的には商品経済の原理をと 局地間交換から局地内さらには経営内商品経済へと進展し、近代産業資本主義の純粋な培養基となるの の辺境後進地帯や世界の到る所でみられる事実上の賃労働者の形成や事実上の産業資本主義の形成に その経営の独立性に基く農村内部の商品交換の場として発展し、やがては農村共同体そのも 人はその外見の故にこのような発展をも産業資本主義進展の道と見誤るのである。(注4) しかしそれは、エルベ河以西の西ヨ 厳密な局地的市場圏の形成がもたらすところの合理的 ロッパ、 特にその先進地域にお 小商品生産 広範な

に考察した基本的特質が妥当すると考えてい 内部においても農村市場の向背地としての農村の制度、 場領主制の前期的農業資本主義への推転と、 の温存に基く、 くる農村市場町を、 場町のかなり異なった型をうみだしてくることを検討する。その際南部山岳・森林地帯の農村工業地帯では、 さて我々の問題としている上ラウズィッツにおいては、 なしくずしの産業資本主義への移行に代表される。我々はこの地域に十八、九世紀にかなり広範に成立して こうした前期的商品経済の新たな結節点として見たいと思う。我々はこれからの考察の中で、 農村市場町の成立もこれと大きな関連を有することが明らかとなるが、その場合でも我々は以上 農村工業地帯における前期的問屋制家内工業と中世都市的生産及び流通の規制 わけてもこの地域に支配的であった騎士農場制の存在様式が、農村 かかる前期的商品経済の新たな対応は、穀物生産地帯における農 小商品経済 この地域





三二(二七四)



線近くにほぼ一列に分布し、 道村落 Straßendorf と街路村落 Gassendorf の区別は難しいが、 西独と同様の混在耕地制をとる集村等が散在している。 うな形で穀草経済或は粗放的形態での三圃制農法を営む森林フーへ村の普及地域である(森林フーへ村の構造については第四図 にその北方には長方形を原則とし、 を参照のこと)。これに対し中部地域にはバウツェン市を中心に方形(不規則な)の農地に取り囲まれた小散村が分布し、さら 市場町の分布が明瞭に読みとれる。(注5) の地域が展開し、さらにこれと混り合いながら方形と細長い線型地条の農地の混在するやはり街道(街路)村落や、 第三図を参照すれば、 新しい市場町は山岳地帯よりの南部か、平野地帯よりの北部に発生している。 実際には細長い地条にもなりうる農地と割り合いにまとまった街道または街路村落(街 すなわち南部は農地と農家が密着し、森林・山岳地帯の谷間に一種の街道村落のよ 上ラウズィッツ地方の農業構造、 そして都市分布を眺めれば、中世的な自治都市は、 前者は村の中心の道路が直接外部の主要交通路につながっている場合 特に農地と集落の形態及び都市、 農業制度の境界

で、森林フーへ村の地域と比較すれば、 が存在することが判る。すなわち森林フーへ村の地域では二つの型の都市は六対十一で圧倒的に農村からの自生的都市が多 発生をみると、中世的計画的建設都市と農村から自生的に発展した都市や市場町の比率において両地域の間には大きな相違 してとらえることは問題なのである。 ところで今第三表において森林フーへ村とそれ以外の農村地帯に区分して、その地域に成立した都市、 これに対しそれ以外の地域でも農村からの自生的市場町の存在は一応認められるが、中世的都市との比率は十二対十三 実態からいって純粋の農村であるよりは、騎士農場集落 Rittergutsdorf であって、これらを自生的農村市場と 中世都市の比重が大きいのである。しかもこの地域内に成立してくる農村市場町と 市場町の

今両地域の農村市場町の①発生時期、②集落及び農地の形態、 回菜園保有農=家屋の外に僅かの菜園をもつもの、 〇小屋住=家屋しかないもの)について調べてみる。(社6) ③騎士農場の有無及びその成立の時期、④住民の種類

第 三 表(a) 森林レーへ村以外の地域

第 II 表(b) 様本フーへだの胡荽

चार्याः	11 C 12 C 14 C 15 C 16 C 17 C 19 C	成立時期	対抗の型が発生がある。
Н	—	自生型	都
OI .	1 211	計画型	击
ω.	1 2	自生型	少
8	ω 4 ↔	計画型	格市
8	ωω	自生型	
0		計画型	場町
Dags - s-	11 C 12 C 13 C 14 C 15 C 16 C 17 C 18 C 19 C	成立時期	内部の型
1		自生型	А
2		計画型	라
2		自生型	宁
ω	H H H	計画型	选 击
∞	ω ν ν μ	自生型	#
i l	—	計画型	西門

K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 4, 1957. より作成

A、森林フーへ村地域

世紀の五十〇二十、 村= ①十七世紀市場開設権②方形直営耕地と森林フー へ村③十三世紀以来領主の館、 十六世紀騎士農場④十六

Weifa 村= ①十七世紀市場町②非常に分割された森林フー へ村③無し④十八世紀の十二回六〇五十五

Steinigtwolmsdorf 村= ①十八世紀市場町②森林フー 十八世紀①二十九回二十八 へ村③十五世紀騎士の館、十六世紀騎士農場④十六世紀⑦四十六、

Reibersdorf 村 十七回二十一〇九、 十八世紀①十七回十八〇百二十二 八世紀市場町②方形直営耕地と森林フ へ村③十五世紀騎士の館、十六世紀騎士農場④十六世紀の

Diehsa 村= ①十九世紀市場町②方形直営耕地と森林フー ○村③十六世紀騎士農場④十八世紀④十七回二十○三十

Neugersdorf 村 == 十九世紀騎士農場④十八世紀①四回三十二〇二百七 ①十九世紀市場町 ②小屋住の密集した定住とそれ以外の住民の分散定住と分割された森林フーへ村 ③

十八世紀①三十六回五十七〇八十二 ①十九世紀市場町②森林フーへ村③十三世紀領主の館、 十六世紀騎士農場④十七世紀⑦四十 八回

未完成の森林フーへ村 Obling 村が、同じK・ブラシュケの作成した地図(第三図)には市場町としてのっている この他市場開設をK・ブラシュケの史料において確かめられないもので森林フー ①十四世紀市場開設権獲得②森林フー へ村③無し④十六世紀の二十二、十八世紀の七回十三〇四十五 へ村 Oberleutersdorf と Rammenau 村

B、森林フーへ村以外の地4

Königswartha 村 = ①十四世紀小都市、十七世紀、 農地③十五世紀騎士の館、 十六世紀騎士農場④十 十八世紀に市場町②広場中心の街路村落と方形直営耕地及び長方形の 八世紀①六回九〇七十六

Kreba 村= ①十五世紀市場町②街路村落と方形直営耕地及び長方形の農地 ③十七世紀騎士農場④十八世紀①五 回八〇二

Baruth 村 = ①十八世紀市場町②広場を中心とした直営地付属の定住と方形直営耕地③十三世紀領主の館、 告、十兴世紀騎士農場@十八世紀①四回二十〇二十九 十四世紀城

上ラウズイッツ地方の農村市場町 八世紀市場町 ②広場を中心とした街路の片側に並ぶ定住地と方形直営耕地及び長方形の農地 ③十四 三元 二七七)

紀領主の館、十七世紀騎士農場④十八世紀の十一回十〇三十

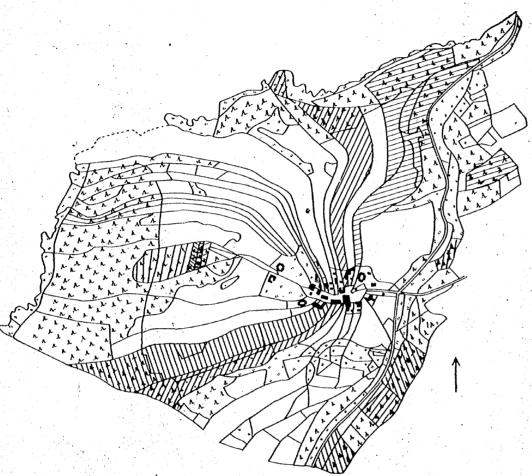
十八世紀市場町②小放牧場を中心と 八世紀の十三回十九〇五十 した街道村落と方形直営耕地及び長方形 方形・ 線型の農地 ③十六

農場④十八世紀回五〇三十 ①十九世紀市場町②街道村落風の小屋住農の定住地を伴う方形直営耕地③十三世紀領主の館、 十六世紀騎士

Großsärchen 村= 二十四回二十七、 ①十九世紀市場町②小放牧場を中心とした街道村落と線型農地③十八世紀領主の分農場④十六 世 紀 ① 八世紀の二十一回八〇四十

Podrosche 村= ①十九世紀市場町②街路の片道に並ぶ定住地と混在耕地に似た線型農地③無し④十八世紀 ①七 回一 〇十

けが規模を大幅に拡大することは、既存の農地の枠内では難しい。 たろう。この場合森林フー(注7) 合が多いのであるが、恐らく方形直営耕地の記載の見当らぬ森林フ 市場町である。R・ケチュケの研究によれば森林フー 数八の市場町のうち騎士農場が成立したも ここには十八世紀に騎士農場が存在し、 へ村とほぼ同じ型と思われる。(注8) おける相違は第一に騎士農場の比重の相違にあるとい へ村においては第四図に示されるように個々の農家と農地が密着しており、 の六を数えるが、 しかも大規模直営地の記載は無い なお森林フー へ村における領主農場は農民フー このうち史料が大規模の方形直営地の存在を伝えるのは三つの へ村で大規模の方形直営耕地の存在する例としては、 この村はエルベ以西の森林フー へ村における直営地は、 すなわち森林フ 小規模の騎士農場のあるラウズィッツ へと並ぶ数フー この種の へ村クンスド へ村地域にお しかも一つの農地だ 小規模のものであっ への農地に過ぎぬ場 ルフである 第五図に ては、

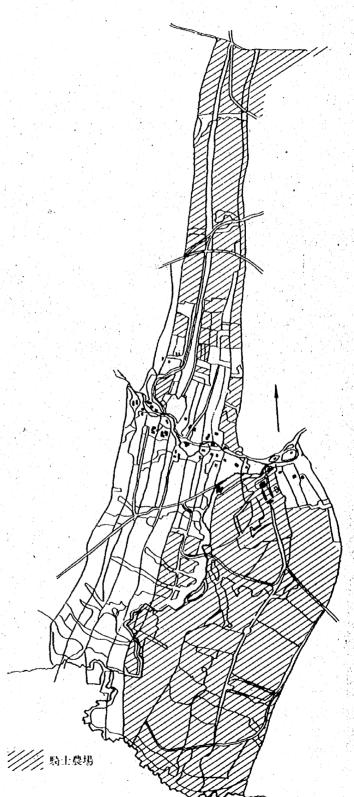


力の封建領主制の家父長的村落支配の強さを想 場が成立して この村は千五百三十九年に方形の大規模騎士農 おいては、 られて しめる。 本来共有地であったに違いない未開墾地につ へ村においてさえ成立したことは、この地 へと混在する形ではなく、 そしてい 領主の直営農地が、 南部の市場町ヘルンフッ いた森林フー このような大規模直営地が森林 とも三つ、 わゆる農村からの自生型市 かかる騎士農場中心 へ村である。 それから独立し 一般農民の森林

storisches Ortsverzeichnis von Sachsen の Ober-ところで森林フーへ村地域の農村市場町のかところで森林フーへ村地域の農村市場町のかところで森林フーへ村地域の農村市場町のか

エルベ以東・上ラウズイツツ地方の農村市場町

三七 (二七九)



第五図 Oberrennersdorf 村

の地域差があることが判る。すなわちより北部に位置しているレバウ Löbau ロ には各地域毎の集計がのっているので、これを先の第一図、 lausitzの部分からこの地方の村落で記載の明確なものにつき、 へ村の総数二百二十四の五十九・八二%に裁判領主権に裏打ちされた騎士農場が成立していることが判る。もっとも第四表 へ村の総数と騎士農場制の成立する村の比率は相対的に高い。 Kamenz 等騎士農場制がもっ 第二図と参照しつつ調べてみると、同じ森林フー と本格的に成立した地域と隣接している地域では、 騎士農場の成立を調査した結果である。これをみると森林フ これに対しこの地方最南部のツィタウ へ村でもかなり Zittau その地域 Görlitz

Oberlausitz ゴボイル製土蝦越の成立状況

Ticli	16C 17C 18C 19C	150以前	群整	
57	3 2 30 3 30	щ	A	機村か した野
14	4 4 8 4		ᄧ	出機は対域
(23) (23)	(19) (19) (1) (2)		A	古
14	ω н п	σı	В	发整
12			Ω	あの
34		-	Я	さ
(60)	2 5 8 2 2 3 3 4 4 4 2 2 2 2 3 3 3 2 4 4 4 4 4		A	肉
(£)	(3) (1) (2) 2	4	Ж	ガ形の
14			Q	形の耕地の村
69			ט	の社
(12)	®0€+€0®0		Þ	巤
(E)	1270102		₩	抽
Ы			C	おの
30		•	ם	
(31)	13 13 13 13 13 13		A	方形
(4)	2 1 0040		Ж	と線を
9			Ω	方形と線型耕地の村
30			ם	さな
134 (46)	76 (28) 48 6		Þ	松
19 (2)	(2) 7 2)	ဖ	Ж	森林 リー へ耕地の村
9			Q	一、
62			ם	され

野期 A 15C以前 16C 14 17C 10 18C 1 19C 1	
14 10 10 25	
	概なない
6 1 2 1 2 B	出機は
(15) (15) (15) (18) (18)	74
H H M M W	发整
II C	书
26 26	さ
Δ (12 L) ω(6) A (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	本
5 1 B	方形の
Δ 0	形の 葬場の圷
21 0	り
£ 4 (200 1 1 A	強
0 8	拍裝
0	もの
2	4
A (31) (31) A (31) A (31)	方形
8	ジン線型
ω	5形と線型耕地の村
ם	の本
(4) (1) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	数字と
(1) S (1) B	
2	- へ葬கのむ
ט	り立

ッ地方の農村市場町 (\cdot)

三九

Γ				
######################################	15C以前 16C 17C 18C 19C	基		(2) Kamenz
4	ယ မှ	A	対がな数である。	女
2	8	В	独成なる	
(L)	1(1)ω	A	七	
8	N .	В	炭	
F-3		a	もの	
4		ש	连	
27 (12)	1206/1911	A	東北	
υı	, μ μ ω	₩	長方形の葬場の村	
တ		Ω	禁格	
23		Я	され	
0		A	崩	
0		В	治	
j1		a	もの	
0		A	準	
(1)	Đν	A	方形	\.
0		ш	が数の	
ω		င	方形と線型耕地の村	
ω		Я	され	
(3) (3)	ი <u>ე</u> ო <u>ე</u> თ	A	森林フ	
44	,μ ω	В	7 ~	
2		C	、一へ葬場の村	
12		U	の村	

(3) Hoyerswerda 地域

	*	15C以前 16C 17C 18C 18C	基		rafort (o)
	0		, A	要ななの	Troferomerda TEN
-	0		В	が強力	7,50
	0		A	# ;	
	0		ъ	炭葉	
	0		a	描の	,
	. 0	,	В	注	
	(7) (7)	ည ဉ်ယြ၍၈	Þ	長力	
	ω	N H	B	場の	
	0	en e	C	長方形の耕地の村	
	9		ם	の対	
	(6)	(2) (2) (2)	₽	魚	
	(<u>ე</u> ნ	-£ω£+£+	В	在 耕	
	0		C	もの	
	20		ם	津	
	· (8)	လ် ယ ၆) ဖ	Þ	方形	
	(S) &	ဉ်ယဉ်ယ လ	₩	と線型耕地の村	-
	0		Ω	排地。	
	. 7		ש	の対	
	0		A	森 本 レ	
	0		В	7-~	
	0		Ω	一へ葬者のた	-
	0		ש	さず	

4) Rothenburg

<u>п</u> п;	15C以前 16C 17C 18C 19C	基	
9	σ ω	A	破さない
ហ	ч 4	₩	対の祖が、
94	Ð.	>	力
0		В	宏葉
0		a	书
0		ש	9 3
(18)	(2) (2) (3) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	⊳	*
4.0	&ω⊕μ	m	力炭。
0		Ω	攻力形の葬場の打
00		b	3
(%)	89.8	Þ	阔
ထြဟ		В	A 禁
0		Ω	あり
· œ		Ú	述
∞∞	ε©44 <u>1</u> 1	A	力形
ည်တ	<u> </u>	ᄧ	方形と線型葬地のお
<u> </u>		a	型葬塔
00		P	0本
(16)	6 (11)	>	袋
0		B	森林ソーへ耕地の村
0		a	へ葬க
ω		ש	の注

(5) Görlitz

15C以前 16C 17C 18C 19C	基	
N	Α	殿村か
0	₩	発した。
<u>Θω</u> ΕμΕν	A	七
0	ង	炭
0	C	ある
0	ם	本
46091	⊳	東北
ы	₩	ある
H	Q	方形の 耕地の村
σı	Ð	の注
0	A	協
0	₩	在 禁
0	Ω	あら
0	Ħ	注
2002	Þ	方形
0	В	と線型
0	C	方形と線型耕地の村
0	ם	本
616431	A	袋
Er Er	æ	終共レーへ評判の立
	a	が禁止
0		(母,

エルベ以東・上ラウズィッツ地方の農村市場町 〇

四一二八三

(A) Taben 本語

		T	
1 60	15C以前 16C 17C 18C 19C	整	
13	7 4 0	A	農村か
O		ឌ	を発している。
ညြဟ	ω <u>⊋</u> 2	≯	七
H	P	m	表
0		C	书
ω		ט	させ
44	(4)	A	成
Ð,	(L)	ш	7 港。
ω		Q	長方形の耕地の村
2		b	の性
0		Þ	総
0		¤	始
0		C	ある
0		b	本
ω	(1)	Α	方形
0		₩	ジン線2
2		C	形と線型耕地の村
0		ם	9 本
38 (8)	2 3 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	Þ	松
Ы	,	Ħ	森林フーへ耕地の村
2		C	学を
11		ם	させ

7) Zittau 地域

Ī							Ι.,	, /
	甲	19 C	18 C	17 C	16C	15℃以前	基	
		Ω	()	G	·	过		
	4				ω	, ,	,, ,,	政立では
	Н				· -		ш	がの第日がある。
							Þ	七
	0				-	* ·	ы	炭業
	0			-		-	C	あるさ
	ы	-					Ħ	津
	0						A	加
	0						Ж	5 炭 0
	0						C	長方形の 禁地の村
	Ы						U .	の 注
	0						>	黨
-	0						₩	在被
	0						Q	葬地の村
	0						ט	さ
	0						>	方形
	0						Ж	方形と線型耕地の村
-	0						Ω	型耕地
							J	の村
6	18	22		လြ	14		A	緓
	10		4		р	5	ᄧ	森林フーへ耕地の村
-	ω						C	ななが
-	23		•			1	ש	り付

アニック、次 c も A. Diaschke, mistorisches Oftsverzeichnis von Sachsen, Ed. 3 より計算。

域では、 調べてみると、森林フー れと関係を有するのではなかろうか。 地帯によった地域に成立しているのであるが、 こうした大規模直営耕地の成立は、混在耕地の村で九割二分、 直接生産者にとっての森林フーへ村の相対的有利さが問題となるのである。(誰:) 方形耕地の村で五割五分であるのに対し、森林フーへ村だけは三割四分の比率である。 相対的に騎士農場制の成立の程度が弱い へ村においてその成立の度合いが一番低いのである。 なおこれと共に付言しておくと、 以上の森林フー のである。 へ村地域内部における騎士農場制支配の貫徹の仕方如何がこ 長方形耕地の村で六割四分、方形と線型耕地の村で五割 例の大規模な方形直営耕地の成立について第四表で ツにおける農村市場町は、 他の村落では、 騎士農場の成立している村の ここに色々の制約条件にも拘 いずれもかなり山岳

村ではフーへ農民が僅か五人に対し、 のファル ヒニッツ村であるが、ラウズィッツのク っと典型的な方形直営耕地の例としては第七図があげられる。これはラウズィッツよりさらに東方のブレスラウ地域のチェ(ヒロ3) 直営農場集落でしかない。またそれ以外の村の場合においても、 その全てに領主の大規模な方形直営地が成立している。 直営地の割合が極めて大きかったことが推察される。上ラウズィッツではないが、 さてそこで森林フー ケンベルク村の第六図をみると、長方形と線型の農地の間にかなり大きな長方形の直営耕地(右上り斜線の土地)が 我々の問題としている市場町の中ではダウビッツ村がほぼこのような姿をとるのではないかと思われる。も へ以外の地域の市場町をみると、 菜園保有農八、 ーバ村と同様街路村落と長方形の農地で、 小屋住農二十九人である)が存在している。 中でもバルート村、 総数八つの市場町のうち六つまでもが騎士農場のある農村であり、 一般のフーへ農民の数の少くない事実からも、 ガウスィヒ村は、 下ラウズィッツの隣邦ブランデンブルク しかも大規模の方形直営耕地(クレーバ 領主の大規模直営地が中心の 方形の領主

重は、 これらの地図から推察するに、長方形や線型の耕地の存在する地域の農村にお 森林フーへ村の場合に比較してはるかに大きい。 勿論これら二つの村においても領主の農地と農民の農地が混在して 村落内部における領主直営地の比

第七図 Tschechnitz 村 存在する村の比率が最も 形の農地の小散村が支配的である。 分近くも集中 百ヘクター 或る特定の地域に集中 バウツェン地域である。 まず一般農民の土地保有を殆ど伴 の相関関係を探ってみると、 たま かけ 今第四表で森林フー た集落、 っている集落、 ルの規模にも達する) している。 大きいのは、 ている。

営地が村落の中心となっていたとみて差し支えない。 シャティブによることは勿論、 強制買上等の手段による一般農民の農地の収奪 こうした巨大な直営地は、 (Bauernlegen) 植民活動の際の へ村以外の村落と騎士農場成立 にもよっていたのである。 (注4)。 の領主層(特に騎士)のイニ

て領主直営地は、

村落定住地に最も近い場所に、

大規模に存在していることが判る。

かも数フ

ヘファ

ルケンベルク

村の場合、五

|四フ

へ)をもつ富農さえも存在

して

らの村にお

従ってこれらの村においては領主直

方形と細い線型の地条の農地が混在した、 落総数の中で割りに騎士農場の成立している集落は、 騎士農場が成立している村のうち方形直営農場の 長方形の耕地が割り合いル それに方形の耕地の小散村であ 周知のようにこの地域には方 そこには騎士の巨大農場(数 次のようなことが判る。 中心の集落が 特に最も顕著なのは わぬ騎士農場集落が またこれ以外で村 ややまとま ーズな形で 総数の半

四五 二八七

混在耕地制のあ

ルベ以東・上ラウズィッツ地方の農村市場町

· (-)

四四四

図

Falkenberg

mount mountainment the second

二八六

直営農場領主制が最も強力な地域となったのである。(#5) これに長方形の農地の村と方形と線型及び方形の農地の村が続いて 全体の五割六分で最高である。これに対し方形耕地の地域では、独立した騎士農場があちこちに散在しており、 混在耕地の村では、 騎士農場が成立

集落は、それだけ容易に封建領主の介入を許したのであろう。 (#16) 村落を比較的騎士農場制の苛烈な攻撃から守ったと考えられる。これとは逆に未完成の、形成過程にあった過渡的農地及び ツほどではないにしても、農民相互間の相互規制及び相互扶助の共同組織が形成されたのではなかろうか。これがこの種の の地質の土地においてのみ、西ヨーロッパのそれに類似した混在耕地制が実現したのである。そしてそうした所では西ドイ 壌の中では、西ドイツで達成されたような集約的農業方法は十分その威力を発揮しなかった。こうして湿度の高い或る特定 ドイッ人は、当然この技術の採用による混在耕地制を東方植民の完成目標として考えた。しかし東欧の地味の悪い砂質の土 が、従来のスラブ人の粗放農法に伴う方形耕地に対し、ゲルマン犂と三圃農法という高度の農業技術をすでに獲得していた 事実であろう。周知のようにこの地方では、他のエルベ以東の諸地方と同様に十二、三世紀以後ドイツ人の植民が行われた さてこの地域で最も興味のあるのは、混在地制を採用している村落において、あまり騎士農場制の広範な成立がみられな

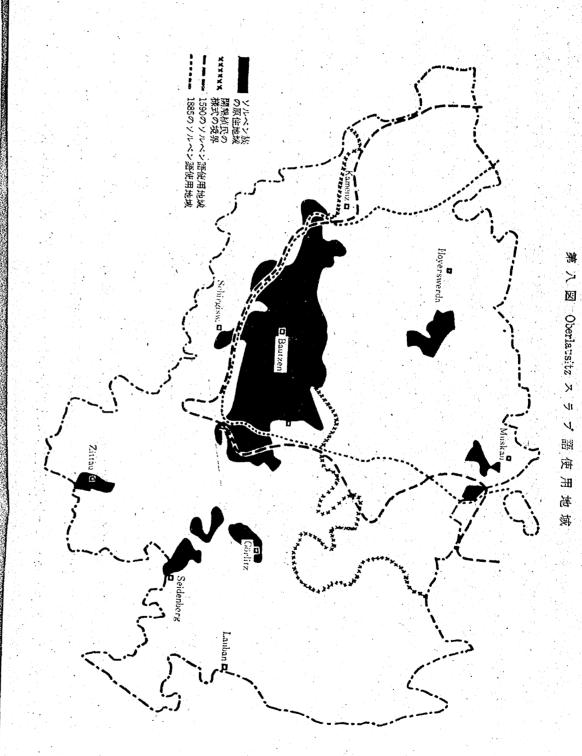
主の家産的支配が貫徹したのである。 もこうした推定を裏づけてくれる。しかし第一図、第二図をみれば判るように、こうしたエルベ以西の集村と集約的農法の この意味では混在耕地制は、それが十分に採用された所では、森林フーへ村と違った意味で農民保護の実を或る程度あげ いいうるのである。先の農村市場町の中に、混在耕地に近い農地形態を有するほぼ純粋な自生的市場町があったこと 少くとも上ラウズィッツでは局所的にしか行われず、様々の過渡的形態の農地及び定住地の上には、最も厳しい領

さて以上にみてきたように南部と北部・中部の間には、 封建領主制やその基盤としての農村共同体について同じ直営農場

のような試みはなされたにも拘らず、 わち平地地帯では、騎士農場中心の集落 Rittergutsdorf が支配的であったのに対し、 領主制であってもかなり重要な相違が存在することが判った。そしてこの相違をA・クンツェは次のように表現する。すな へと発展していったとしている。 結局騎士農場村落は完成せず、 十七世紀以来森林フーへ村は、麻織物工業の中心地と 山間部の森林フー への地域では、 そ

の高度の技術水準(三圃農法に代表される)の間の格差を問題にしているようである。 農村工業の発展と共に、北部におけるスラブ人(ヴェンド族の一支族としてのソルベン族)の原始農耕文化と南部ドイツ人村落 ところで上ラウズィッツの農村の対照的な姿は、一体何処に原因を求められるのだろうか。A・クンツェは南部における

域でスラブ語が使用されていたことが判る。千九百年にこの地方の二百九十七の村落では住民の五%以上がスラブ語を話し、 百四十六の村落では純粋にスラブ語だけ話す人々が住民の大多数を占め、二百二十五の村落ではスラブ語の使用が優勢であ ると、年と共にスラブ語使用区域が減少しつつあることが判るが、十九世紀末においてなお上ラウズィッツの三分の一の地 と、双方の混淆のかなり進んだ地域とがある。今第八図は上ラウズィッツにおけるスラブ語使用区域を示している。 これをみと、双方の混淆のかなり進んだ地域とがある。今第八図は上ラウズィッツにおけるスラブ語使用区域を示している。 (注9) 特に我々が検討しつつある上ラウズィッツにおいてもスラブ人とドイツ人の混淆が行われたのであるが、この混淆は完全な特に我々が検討しつつあるな。 ものではなく、この地方内部においてもスラブ人が主となって定住している地域と、ドイツ人が主となって定住している地域 二、三世紀以来大量にエルベ以西のドイツからドイツ人植民者が移住植民してきたのである。従って必然的にエルベ以東、 元来この地域には(部分的にはエルベ以西の地域でも)西スラブ人に当るヴェンド族(ソルベン族)が定住していた。ここに十 確かに上ラウズィッツは、スラブ系民族がドイツ人と同化しつつもなお或る程度民族的特徴を残している地域である。 今、住民の五%以上がスラブ語を使用する集落でのソルベン人の割り合いを示すと、第五表のようになる。 へ村ではソルベン人がいた場合でもその割り合いは少い。 これに対し第八図にも示されているように上 これをみる



五 表 Oberlausitz におけるスラブ人居住状況 (1880—1885)

からいているというというというというというというというというというというというというというと	の実数			
	<u> </u>	11, 390	 A	した野
34. 92 64. 9762. 3666. 9469. 4965. 7833. 3536. 3736. 6644. 3235. 9069. 1	484	745	B	十一時間
62. 36	6, 895		A	1 7
66. 94	1, 387	2,072	B	粉葉
69. 49	2, 437	3, 507	ဂ	格の
65. 78 %	4846, 8951, 3872, 4372, 541	11,056 2, 072 3, 507 3, 863	ש	が
33.38	10,9551,		A	Xm
36. 37.	1, 826	05, 02	В	一步
36. 66	996	32,850 5, 021 2, 717	C	葬地の村
44.3%	7, 852	17,71	D C	の性
35. 90	8522, 1806,	17,7156, 0739, 261	≽	館
% 69. 10	6, 399	9, 261	₩	拍媒
0			a	ある
087. 8849.	08, 0248,	1419, 130	ਰ	さ
		17,164 1, 9	A	方形
69. 44	1261, 345	1, 937	μi	イ袋は
60. 24	494	820	Q	型葬地
70. 88	3, 427	4, 835	D A	方形と線型耕地の村
0. 023	3, 449	148,386	Þ	
% % % % % % % % 09 69 44 60 24 70 88 0 023 0 009 0 052 0 0 0	4943, 4273, 449 202	820 4, 835 148,386 21,935 9, 376 50,214	₩	森林フーへ舞地の村
0.052	489	9, 376	C	、葬場。
0.01%	496	50,214	C D	さ

Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 3 より作成。

の原定住地においては小散村とル 影響を受けた集落名も存在しているとする。そして彼はさらに第一図、第二図の集落及び農地の形態からしても、スラブ人 系の集落名が見出されないのに対して、 と、同じく五十%以上九十%までのスラブ語使用率の地域が凝集している。 っているところでドイツ語の影響の明白な場合、 されたものを集落形式とも関連させながら検出し、 ラウズィッツ中部バウツェン市を中心とする約八百平方粁の地域には、千 に付けながらも、 らに村落名に応用して、 ウツェン市周辺の横四十五粁、縦二十粁の地域をスラブ人の原定住地とし、これから南方に向っては散発的にしかスラブ 実質的にはスラブ系の集落名である場合とか、逆にドイツ語の語源が明白なもの、 この地方のスラブ人の原定住地を探り出している。すなわち彼等は集落名のうちスラブ語から翻訳(#21) ーズな方形耕地が支配的であること、これに対して北方においては街道(または街路) 村落 北方に向っては古い集落名も見出されると共に、十三世紀頃からのド 混在耕地または長方形の耕地が支配的であることを指摘し、原定住地からの北方 両系列の集落名の並存している場合等を検討している。 さらに発音だけがドイツ語に転化した場合、 -九百年当時、住民の九十%がスラブ語だけ話す地域 K・ブラシュケはこのような研究史上の成果をさ また現在スラブ系とな イツ人の名を集落名 そして結論として

のではないかとしている。 る。また集落や耕地の形態に対してはドイツ人の決定的影響が認められるにも拘らず、 にもスラブ語が多いのは、 の地域は十三世紀頃からのド この植民開墾の過程で、 ッ人植民とバウツェン市周辺の原定住地からのスラブ人の移住とが重なり合った と し 数的にドイツ人を圧倒していたスラブ人を中心に人種の混淆が行われた 集落名にスラブ系が多く、使用言語

ンはエルベ以東への植民の際、 ど集約的穀物生産に適したものではなく、むしろ非常に粗放的な形でしか農業生産を行うことが出来ない。 であって、 **墽に移された時、それは必ずしも本国におけるような完成された姿をとることが出来ず、むしろスラブ人村落との混淆に基く** せる方形耕地であり、 の掘り鍬とこれによる原始農耕しか知らず、農法も不規則な穀草経営であった。従って農地も不規則な方形耕地または散の掘り鍬とこれによる原始農耕しか知らず、農法も不規則な穀草経営であった。従って農地も不規則な方形耕地または散 の土壌の開墾の経験を持ち、このためのゲルマン犂を始め三圃農法という集団的輪作方法、さらにこれに基く農地及び集落の土壌の開墾の経験を持ち、このためのゲルマン犂を始め三圃農法という集団的輪作方法、さらにこれに基く農地及び集落 の形式までも自らのものとしていた。これに対し東エルベの砂質または黄土質の土壌の上に生存してきたスラブ人は、木製の形式までも自らのものとしていた。これに対し東エルベの砂質または黄土質の土壌の上に生存してきたスラブ人は、木製 接触の問題である。 題ではなくて、異なった自然環境を背景に成立してきた異民族の間の文化的社会的経済的伝統の相違の問題であり、その相互 々の亚種形態を生みだした。このことはドイツ人植民活動とスラブ人植民活動との接触・同化の結果であると共に、他方々の亚種形態を生みだした。このことはドイツ人植民活動とスラブ人植民活動との接触・同化の結果であると共に、他方 ルベ河以東の地域の自然的条件による所も大きい。すなわち先にものべたエルベ以東の土質は西ヨーロッパの場合ほルベ河以東の地域の自然的条件による所も大きい。すなわち先にものべたエルベ以東の土質は西ヨーロッパの場合ほ それ以外では一圃制や二圃制を採用する不規則な農地や小規模村落、 すなわち十二、三世紀両民族が接触した当時のドイツ人は、すでに彼等の本国において西ヨーロッパ特有の粘土質 上ラウズィッツ地方内部の直接生産者の在り方を問題とする際に重要なのは、単なる自然的意味での人種な ところでこの意味において多くの研究者が指摘するドイツ人とスラブ人の農耕文化の著しい相違は重要 集落は小散村の形式をとっていた。 三圃制の採用に基く厳密な混在耕地と集村を創設しえたのは、 ところではるかにすぐれたドイツ人の農耕文化が、東エルベの土 長方形や線型の農地の小規模村落が支配的 湿度の高い河川の周辺の地域 A・クレンツリ

えた事実については、 建領主のイニシャティブというより直接生産者自身のイニシャティブが大きかった。このような生産者自体のイニシャティ建領主のイニシャティ(#36) 設する以外に方法は無かった。しかもこうした森林奥深くの開墾は、平地の開墾と異なり、多くの困難を伴い、それ故に封 えたのも自然条件によるところが大きいのである。すなわち上ラウズィッツ南部の森林地帯の開墾は、 ブの相対的大いさは、 であったとしている。我々は第一図、第二図によって上ラウズィッツにおいても同様の傾向を見出すことが出来る。(#35) **人がすでに実験済みであり、しかも地理的条件からして小河川の溪谷や山** さらに上ラウズィッツ南部へのドイツ人植民が、 エルベ以西の森林地帯と類似した自然条件を考慮しなくてはならない。(キロス) 明らかにドイッ人農耕文化によるものであるが、その文化の真価をエルベ以東としてはかなり発揮し この地方では最も自営度の高い農民の集落として森林フーへ村を建設し 間に農家と農地を直接結びつけて新しい集落を建 エルベ以西でドイツ

的研究家A・マイツェンは次のような興味ある指摘を行っている。すなわち西暦八百六十六年から八百九十年の間に書かれ 共にこの地方内部の自然条件の相違も重要な影響を及ぼしていることが判る。さてこの地方の直接生産者の在り方について、 ラブ(ソルベン)人の家族共同体であり、この基盤の上に比較的緩やかな村落共同体や原初的貴族制が成立していたというの が存在したとする。 そして特にこの内 Supane は村内の最長老を意味するが、 城砦だと推定し、 た西独の一僧侶の東欧についての記録にある civitates は、大体三平方マイルから六平方マイル位の地域内に必ず存在する かと思われる。この地方のスラブ人の家族共同体や村落共同体については、不明の事柄が多いが、ヨーロッパ定住史の古典 より重要な影響を与えたのは、スラブ人(ソルベン族)の社会的生活様式、特に家族共同体及び村落共同体の在り方ではない 以上のように上ラウズィッツ地方内部の直接生産者の在り方については、スラブ人農耕文化とドイツ人農耕文化の相違と の家長 Staressina の集団の長のことを指す。 さらにこの城砦に象徴される地域支配者 Woywode が、この下には村長としての Supane または Withasii 従って上ラウズィッツ地方においても Sadruga こそ、 それは南スラブ に明白に存在した複合大家

djedo の土地という意味で、ヴェンド族定住地での複合大家族 Sadruga の存在を間接的に示していると主張している。 につく名称)の土地に住む者の意味であること、 またベーメンやシュレジェシで盛んな農地の名称 Dzedzina も、 eez, itz, schütz, witz 等の語尾の地名は父祖の名(これらの語尾の前

家族共同体の在り方とカトリック教の普及の間にも同じような連関があるのであろう。 ック教の普及地域が、家族共同体の家父長制的性格の割り合い強い地域であることを想いおこすと、この地域のスラブ人のック教の普及地域が、家族共同体の家父長制的性格の割り合い強い地域であることを想いおこすと、この地域のスラブ人の 宗しているのであるから即断は許されないが、スラブ人の一部がなおカトリックに留っていることは、スラブ人の精神的風宗しているのであるから即断は許されないが、スラブ人の一部がなおカトリックに留っていることは、スラブ人の精神的風 土やさらにその背後にある共同体生活の特徴の一端を窺えるのではないかと思う。つまり南ヨーロッパを中心とするカトリ あるが、特にホヤスヴェルダからカメンツ東方の地域が最大である。勿論これ以外の地域のスラブ人はプロテスタントに改あるが、特にホヤスヴェルダからカメンツ東方の地域が最大である。勿論これ以外の地域のスラブ人はプロテスタントに改 ヴェルダからカメンツ市の東方の地域とバウツェン市周辺さらに南方オストリッツ市周辺、東方ラウバン市の北方周辺等で のカトリック教徒が、スラブ語使用地域内に密集して存在していることである。それは第三図を参照にすると北方のホヤスのカトリック教徒が、スラブ語使用地域内に密集して存在していることである。それは第三図を参照にすると北方のホヤス 地は不規則な方形農地で、 ここでマイツェンによって。この地方の本源的に支配的な家族共同体とされた。Sadruga について説明しておくと、 (夫婦と子ども)より成る南スラブ人の複合大家族共同体で、これが数個集まって村落を形成している。農 集落との関係もかなりルーズである。この点で興味のある事実は、上ラウズィッツにはスラブ人(推発)

によって解体せしめられ、その土地が分割せしめられた結果出来上ったものがあるとしている。彼は農地と宅地のルーズなによって解体せしめられ、その土地が分割せしめられた結果出来上ったものがあるとしている。彼は農地と宅地のルーズな 関係を始め、 植民の結果出来上ったものと共に、古い Sadruga が、Sadruga の家長達の権力とドイツ人グルント 線条型と方形、集落は厳密には広場を中心に環状のものであるが、この地方では街路村落、街道村落まで含めて考えてよい)には、 さてマイツェンは、ヴェンド族の定住地において一般的な環状村落 Runddorf (宅地と農地の関係がルーズで、農地は方形及び 農地の分割の仕方の不規則さをその根拠としている。 マイツェンに比べればドイツ農業文化の影響を重要視し ヘルの権力、 特に前者 計画的

それら宅地や家屋を新しい封建領主から供与される形(単純な使用権の成立)に留る場合が多かった。(世話) スラブ(ソルベン)人は、ドイツ人入植に際し、宅地や家屋についての所有権も明確に確立しえず(いわゆる heredium の弱さ!)、 すれば、彼我の直接生産者の在り方の間に格段の相違があることは明白である。さらにW・ボエルケによれば、この地方の 世襲的保有権を 確保しえた少数の Supane は別として 大部分の農民 Smurden は、 常に 領主が 召還しうる 一時的使用権 Lassbesitz のみを認められたに過ぎない。 起ったこの複合家族共同体の分裂は、 集団的土地占有権を農地に対して持っており、それ故高度の農業文化と強固な軍事力をもつ異民族ドイツ人の征服を契機に の過程で分裂して行ったと考えられる。けれどもかつての複合的大家族共同体は、おそらく Sadruga と同様の極めて厳しい 従って上ラウズィ R・ケチュケも古いスラブ人の小村落と農地が再編され、より大きい村落と農地分割が誕生した事実を指 ッツ地方のソルベン人定住地においては古い複合的大家族共同体は、 個別構成家族の自立という点において非常に不完全なものであった。すなわち土地の 同じ複合家族の分解の結果成立した西欧の農民の世襲的土地保有権とこれを比較 ドイツ人植民との接触

以東ドイツ特有の農奴制的支配関係が成立することとなったのである。(注話) というスラブ人社会内部の事情に基くのであるが、他方においては、より進んだドイツ人農耕文化と単婚小家族を中心とす このようなスラブ人直接生産者の大半の不利な状態は、一方で複合的大家族共同体からの単婚小家族の自立化の不十分さ ここにスラブ(ソルベン)人農民大多数の事実上の土地占取権と、ドイツ人支配者の強力な上級土地所有権というエルベ またこの上に成立せる封建領主支配が、 この未成熟な社会関係を圧服したこ とに も大きく依ってい

とする共同体集会が、いわゆる村落長老 Supane の指導の下に開かれていた。従って、それは非常に未成熟な政治的社会で との特殊な農奴制的支配関係で最も重要なものは裁判領主制であろう。元来のソルベン人社会では、複合的大家族を中心 (#36) たと思われる。この未成熟さは、ソルベン人裁判制度についての記録の欠如にも示される。 ドイッ人植民以後、 明白な

エルベ以東・上ラウズィッツ地方の農村市場町

五三(二九五)

属領民制 Erbuntertanentum が、最も苛烈に実現したのは、いうまでもなくこうしたソルベン人村落であった。 拡大や、この直営地農場への強制労働の大幅増大を実現する最も重要な手段であった。この地方で十六世紀以来一般的とな なってしまった。(注22) った児童の僕婢強制奉仕 Gesindezwangsdienst や農民の厳しい土地緊縛義務 Schollenpflichtigkeit に特徴づけられる世襲隸 条例の一方的制定、さらには村裁判官等の任命等を実施し、 のものの家父長的性格や村役人の特権化を通じて、ドイツ人の領主は、ソルベン人に対する自己の裁判領主権を強化するこ る所をみても、家父長的性格の強い裁判ではないかと思われる。 しかもドイツ人領主は、Supane を一般ソルベン人と切り ソルベン人社会の裁判制度は、Supane を陪審員とする領主の重罪 貫租徴収や防衛の義務と引換えにソルベン人としては例外的に世襲的土地保有権を認めた。こうした共同体裁判そ こうして完成した封建領主、特に騎士の家産的村落支配こそ、 後者についての詳細は不明であるが、裁判関係の村役人 Supane が公選ではなく、長老が自動的に選ばれ 特に騎士等の下級貴族は、 十六世紀以来ソルベン人の共同体裁判は何等の意味も持たなく 上級裁判権の完全獲得を背景に、共同体集会の許可制、共同体 (上級)裁判と Supane (Saupen) 主に強制買上げに基く領主直営地の暴力的 を裁判官とする共同体裁

利な土地保有権は次第に悪化し、 農民としてあらわれている。しかし十六世紀以降、直営農場制度確立が試みられるようになると、ドイツ人農民の比較的有農民としてあらわれている。しかし十六世紀以降、直営農場制度確立が試みられるようになると、ドイツ人農民の比較的有 植民においては、ドイツ人植民者は、僅かの現物、 な状態は、中部以北の地域でスラブ人と混淆しつつ行われたドイツ人植民活動には当然大きな影響を与える。(産性) ところでこのようなスラブ人家族共同体の在り方や、それのドイツ人領主支配に規定されたソルベン人直接生産者の不利 週最低三、四日、最高六日にまで増大したという一事をみても明らかである。 スラブ人農民の一時的土地使用権と実質的に接近して行くのである。 貨幣の貢租の他には、年数日の夫役程度の負担しかおわぬ世襲土地保有 これはドイツ人農民 もちろん初期

このような中部以北地域のドイツ人農民の政治的・経済的状態の悪化は、 第一にスラブ人農民の不利な状態によって大き

行われた民兵的植民地へのザクセン騎士階級の進出占領が、一層重要な契機となったと指摘している。(註53) なる。W・ボエルケも、(注52) 隔地からの農民の植民が、近隣にすでに拠点をもつ貴族階級によって支えられる形となった。特にこの植民がソルベン人定 河のフェスタやケムニッツ近辺のコットマールスドルフ(ケッテンスドルフ)、さらにエルベ河寄りのピルナ近辺のドニン(ド 邦君主や騎士、それに修道院等の封建領主階級の出自は比較的近隣で、マイセン辺境伯やマイセン司教を始め、特にザーレ 地方とからの植民が主で、これにテューリンゲンを始めとする中独の西部からの植民もありうるとしている。これに対し領地方とからの植民が主で、これにテューリンゲンを始めとする中独の西部からの植民もありうるとしている。これに対し領 住地域へのそれであり、 ケチュケは、この地方への農民的植民は、低地ドイツや低地地方全体と、マイン河からライン河流域にかけてのフランケン 民が遠隔地からのそれであり、 えず、スラブ人との混淆はこれに拍車をかけたといえよう。ドイツ人植民者の状態悪化のもう一つの要因には、ドイツ人植 混淆の植民運動の過程において、すでに用意されつつあったのである。 く影響されると共に、第二には先にのべた中部以北地域の自然条件の劣悪さにも負う所が大きい。すなわちそうした悪化の ナ)の貴族の名が知られ、 十六世紀になって突如形成されたのではなく、K・ブラシュケが集落名から推定しているような中世後期の両民族 に基く混在耕地制を十分貫徹しえずに終った所では、 この地方の農民の隷属状態の成立には、スラブ人そのものよりも、対スラブの軍事行動と関連して 多少とも軍事行動を必要としたのであるから、 封建領主の 軍事的保護は農民植民にとり 不可欠と さらに数多くのレーエン保持の騎士達が植民活動に参加している。 しかも異民族への軍事的征服で防衛行動を伴う植民であったという事情があげられる。 (ヒロタ) ドイツ人植民者の土地保有権や共同体的関係は悪化せざるを 特に自然条件の劣悪さからして、 従ってこの地方ではより遠 集団的集約農法 R

を一層容易にした。もっとも植民時代以後十六世紀頃までは、年三回の領主による重罪裁判と公選の Schulze, Bauermeister(#53) を裁判官とした共同体裁判とが明確に分離し、後者は、 ドイツ人植民における封建領主の軍事的保護は、必然的に新定住地における封建領主の農民支配、特に司法的保護と支配 共同体内の諸事件、 特に土地の売買や譲渡、 相続等の民事事件

でも(注57) 領邦諸侯の欠如が主要な原因)によってこの方向を決定的とした。(注55) のである。 して共同体に委ねられていた下級裁判権を獲得しようと努力し、 い違反事件の裁判権(いわゆる下級裁判権)を委ねられていた。(産話) そこではスラブ人からの影響以外にも、 このような方向は上ラウズィッツ中部以北のスラブ人定住地との隣接地において一層露わとなったことはいうま ドイッ人定住地や、 両民族の混淆地域においても、村落下級裁判権の領主上級裁判権への癒着を実現していっ 劣悪な自然条件によってドイツ人農民は不利な状態におかれていたので そしてスラブ(ソルベン)人村落への家父長的裁判制度の確 かし十五、六世紀に封建領主は、 十六世紀半ばの勅令で合法的に獲得した上級裁判権 村落裁判 Dorfgericht

民において夫役が激増している事実は、 では、千七百二十七年に一フーへ当り週六日の夫役が課せられている。この地方においては、比較的それまで有利であった農 産的村落支配の下でソルベン人と並び、 の極めて苛烈な攻撃こそ、 かくしてそれまで比較的軽い負担しかおっていなかったドイツ人農民は、週六日から三、四日の夫役負担を強制され、 かつこの地方では有力な貴族の所領で農民が比較的豊かだといわれるケーニヒスブリュックのボーラ村 スラブ人農民への攻撃以上に、この地方、特にその中部以北の地域の小商品生産の発展を決定 他においても実証される。こうした中産的農民層(特にその中核であるドイッ人農民層) 世襲隷属領民の重要な一翼を形成するに到る。今十九世紀の記録によって何らソル世襲隷属領民の重要な一翼を形成するに(産器)

及び定住地を形成している。 直営農場領主制の支配的な地域となったのに対して、 とのように上ラウズィッツ地方の中部以北の地域が、 かなり純粋のドイツ人植民が行われ、しかも自然条件から個々の農民に有利な森林フー 裁判制度についても、 後世の史料から自由農民の自治的裁判権が推定される。 南部森林フーへ村の地域はどうであったか。先にのべたようにこの地 種々の要因の絡み合いにおいて、直接生産者にとって非常に不利な すなわち十六世 へ村という農地

定賃租支払や軽い夫役を義務づけられており、完全な自由を得ているわけではない。 属領民制からある程度解放された手工業者や商人の大群をうみだした。ただし彼等は被護領民 Schutzuntertanen 北よりは強いということが出来る。さらに後にのべるこの地域特有の農村麻織物工業の発展は、 り大きいのである。当時はこの地域においても、すでに騎士農場制を成立せしめていただけに、(#83) より苛酷な世襲領民制に比較すれば、南部における領主支配は相対的に緩やかなものであったといいえよう 紀以降、特に十 七世紀のこの地域の村裁判 Eheding, Gedingegericht, Rügengericht の記録においても、共同体の権限はかな しかし中部以北の純農業地帯における 夫役負担を負わず、 農村共同体の自治は中部以 として一 世襲隷

それに隣接せる南部に凝集していることが判る。従って森林フーへ村地域とはいっても、(性66) の異なる、 あったことによる。C・ティルマンの編纂した「ドイツ城砦辞典」(注55) の農民植民地ではなく、農民のイニシャティブと共に騎士階級を始めとする封建領主層の軍事的保護が必要な植民定住地で め菜園保有農民や小屋住農でも、農地乃至は宅地の保有者には、 った。これは第一に隣接の中北部地域における騎士農場制の本格的成立による所が大きいし、(#44) 領主支配の比較的強い森林フーへ地域であったといわざるを得ない。 森林フーへ村の中にも大規模の直営農場が成立しており、 かなりの夫役義務が課せられ、 の付図をみると、 これに対して当然フーへ保有農民を始 上ラウズィッツの城砦は、 エルベ以西のそれとはかなり性格 第二にはこの地域自体が純粋 彼等は世襲隷属領民であ 中部地域と

千六百八十五年から八十七年にかけて、直営耕地を十三の菜園経営に分割している。またツィタウ市周辺でも直営耕地や牧 すなわち騎士農場が分割され、零細な規模の保有地として農村住民に貸し出されている。スプレー河畔のゾーラント村では 生産者の圧殺には成功しないのである。例えば森林フーへ村の地域では、十七世紀の末から十八世紀にかけて領主の直営地 この地域においては、こうした領主支配の強さを背景に、直営農場領主制が成立はするが、中部以北のような直接 世襲保有権によって貸与されて ノイシェナウ村では十八世紀の始めに七百シェッフェルの直営地が

地分割に基く広範な世襲土地保有の成立は次のようにより多額の純益がはかれる。すなわち、宅地、農地、牧草地、 ルダ ッフェル、この他家畜関係等の利益も加え、 夫役の金納の結果、 ーヴィッツ村の直営地は、 建領主の次のような計算に基くものであった。ハイネヴァルデ所領の今日のグートフェルデン、 レルも多いことになるのである。(470) 年々の収入は五百八十四ター 〇· 四 播種量九十八シェッフェル、総収獲三百一・五シェッフェル、うち販売は百十四・七五シェ ル)に分割され、世襲保有権で貸し出されている。(在69) 結局二百十六ターレル二十一グロッシェンの純益が計上された。ところが直営 レル十六グロッシェン九・六プェニヒで、実に直営地収入より約三百 このよう な直営地体制の崩 当時のオーバー・ 森林利

こうしてこの地域では騎士農場村落が、領主自らによってかなり否定されて行くこととなったのである

ズイッツと区別されるのである。 したとえ部分的ではあっても領主の直営地体制が解体していったのが、 一般農地と分離していたから、 っともこの地域の直営地がすべて解体し去ったのではない。 かえって十八世紀にイギリス式の改良農法を領主が採用しやすかったとのべている。しかのえって十八世紀にイギリス式の改良農法を領主が採用しやすかったとのべている。しか W・ボエルケは、 この地域の特徴であり、 南ラウズィッツにおいては、 この点で中部以北の上ラウ 領主直営地

まで考慮に入れなかった両地域における社会的分業の展開について分析することにしたい。 件、民族の文化的格差、 応して、農村市場町は殆どその直営農場を中心に発生しており、 経営の在り方と如何なる関連を有するかについて探究した。そして中部以北の地域におけるより苛烈な直営農場領主制に対 は、上ラウズィッツ地方の農村市場町の発生が、 農村市場と直営農場の結びつきも相対的に弱いことが判った。そしてこのような地域差の背景には、自然条 さらに植民地という人為的社会的条件等の複雑な要因が絡み合っている。 この地方内部の農業制度特に封建領主制や、 南部森林フー へ村の地域では、 より緩やかな直営農場領主 以下第二節において、 その下での小農民

拙稿『近世初頭中部ドイツの農村都市、 市場町について」三田学会雑誌第五十六巻の三、 十号

- を行ったのに対し、 てあるが、今回の統計では純粋な自生型を浮彫りにするために、 Bevölkerungsgeschichte der Oberlausitz, in "Oberlausitzer Forschungen, Beiträge zur Landesgeschichte", 1911. なお前掲の私の論文に り厳格にしたからである。K・ブラシュケの史料は間接史料であるため、明確に自生型とされているもの以外は様々の記載の仕方をし おける統計と今回の統計の間に大きな相違のあるのは、 の間のもう一つの大きな相違は都市成立についての時期の推定の相違であって、 私が見落していたものがあった。従ってこの点でも数字が移動している。 Blaschke, Historisches 16. Jahrhundert, in "Vom Mittelalter zur Neuzeit", Festschrift für H. Sproemberg; Vergleich, Zur Siedlungs- und 今回の統計では、都市的定住の端初的成立を基準として計算した。 Ortsverzeichnis von Sachsen, 主に農村からの自生的発展の都市、 判断に苦しむ中間型も出来るだけ自生型から省いた。それと二つの統 4 Bde, 1957 より作成。 前の統計では都市の本格的成立に重点をおいて計算 またK・ブラシュケの論文や史料自体の綿密な 小都市、 なお Vergleich, Zur Statistik der sächsi-市場町についての判断の基準をよ
- chtswissenschaft, Willi Boelcke, 203; F. Lütge, Die mitteldeutsche Grundherrschaft, zweite, stark erweiterte Auflage, 1957, SS. 1956, IV Jg., Heft 6, SS. Zur Geschichte der Gutsherrschaft und der zweiten 1223-1232; Verleich, Bauer und Gutsherr in der Oberlausitz, Bautzen, Leibeigenschaft in der Oberlausitz, 293-297. Zeitschrift Ś 44, 131, 168 für
- 著書の中で、この地方の新しい局地的市場 lokal Markt の発生は、厳しい領主制の下で展開した農民層の分解の結 果であり、以西のエルツ山地地帯の森林フーへ村から発展した小都市、市場町と異なる所があったと思われる。この点 W. Boelcke は前界 従ってたといこの体制が解体してくる時代に成立する農村市場町であっても、 生産物の販売機会を与えたとしている。W. Boelcke, 比較的自由な森林フーへ村においても騎士農場制が成立し、農民は時には非常に苛烈な直営地経営体制に組みこまれて行くのである。 ものを多く持っているが、 発展を促進したとしている。ようウズィッツ地方内部の農村構造の地域差と、農村工業の進展を関連づける点で彼の見解は示唆に富むA・クンツェはこの論文の中で、南部ラウズィッツの森林フーへ村地域の農村工業の進展は、封建領主制を崩壊せしめ、資本主義の "Oberlausitzer Forschungen", 1961, SS. 171-173; W. Boelcke, Bauer und Gutsherr in der Oberlausitz, S. 55, 147, 148, 152, 153, 197 Zur sozialen und wirtschaftlichen Struktur der Waldhufendörfer der südlichen Oberlausitz im 16., 17. und 18. が富農経営の拡大をもたらさず、 北条功 「東ドイツにおける農民解放」西洋経済史講座第四巻五十七頁―九十四頁。A. Kunze, 封建制の崩壊の評価は非常に甘いのではないかと思われる。 むしろ貧しい小屋住達の大群を創成したことと対応して、 Zur Geschichte der Gutsherrschaft~, 5があったと思われる。この点 W. Boeleke は前掲論文やそこに大きな制限が存在したのであり、例えばエルベ河 第四表で明らかなように、この地方においては この市場は、騎士農場主達に彼等自身の 1230~1231; Vom Bauerndorf Vergleich, zum Weberdorf. Jahrhundert, in

~, SS. 55-56, 147-158, 195-203

- 書にはラウズィッツも含むザクセン地方の集落、農地の歴史的形成過程が詳しく叙述されており、巻末の地図も有用である。 R. Kötzschke, Ländliche Siedlung und Agrarwesen in Sachsen, Forschungen zur Deutschen Landeskunde, これらの地図はいずれも K. Blaschke, Zur Siedlungs- und Bevölkerungsgeschichte der Oberlausitz. の付表である。なお第四図は Bd. 77, Karte 30. また同
- 6 K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 4, Oberlausitz.
- -R. Kötzschke, Ländliche Siedlung und Agrarwesen in Sachsen, S. 216f.
- Ibid., Karte 30; K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 3, Erzgebirge und Vogtland, S. 79
- R. Kötzschke, a. a. O., Karte 34; K. Blaschke, a. a. O., Bd. 4, S. 75.
- 在する分割直営地が千五百十五年に成立しているが、ほぼ同じ時期に農民の農地から作った第二の分割直営地は千五百四十五年に三分 騎士農場となるのである。 貸与されている。また第三の分割直営地は不明、第四の分割直営地は農民の農地とは別に発生している。そして最後のものが Vom Bauerndorf zum Weberdorf, SS. 171-173. 後に出てくる農村工業村落グロス・シェナウ村では農民の農地と混
- 12 W. Boelcke, Bauer und Gutsherr ~, S. 56; R. Kötzschke, a. a. O., S. 227.
- Deutschen Landeskunde, Bd. 70, Abb. 4. Anneliese Krenzlin, Dorf, Feld und Wirtschaft im Gebiete der großen Täler und Platten östliche der Elbe, Forschungen
- $\widehat{13}$ Westermanns Atlas zur Weltgeschichte, Teil II, Mittelalter, S. 76.
- 14 て成立するが、上ラウズイッツでは農民保有地の強制買上の方法が最も一般的であったという。14) W. Boelcke, a. a. O., SS. 12-20. ボエルケは大規模の直営農場は、荒廃地の利用、農民保有地の収用、 村有放牧地の収用等によっ
- (15) Ibid., S. 52 f. このような独立の大規模直営農場は、周辺の村落の農民(特に役畜をもつ比較的富裕な農民)の夫役による所大きか
- A. Krenzlin, a. a. O., SS. 76-118. 彼女は実に明確な分析によってド ェルダ地区においては第四表にみられるように、 Kötzschke und W. Ebert, Geschichte der ostdeutschen Kolonisation, 1937. 大規模な直営地の成立の度合は少い。 SS. 39-51, 67. 混在耕地の成立している これはまたこの地区が比較的有力な等 Wirtschaftsgeschicht-

族領主の支配地であることと関係がある。W. Boelcke, a. a. O., SS. 17-18, 53, 88

- a. a. O., SS. 165-192.
- 18 17 Ländliche Siedlung und Agrarwesen, SS. 64-80.
- K. Blaschke, Zur Siedlungs- und Bevölkerungsgeschichte der Oberlausitz. の付表。
- Landeskunde des Königreichs Sachsen, 1905, SS. 21-22
- K. Blaschke, a. a. O., SS. 62-70.
- chtsgeschichte, Germ. Ab. VIII, IX, 1887-1888; Max Weber, Kapitalismus und Agrarverfassung, Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, Bd. 108, SS. 443-444. A. Krenzlin, a. a. O., SS. 113-118; W. Boelcke, a. a. O., S. 36f., 92 f, 108 f. v. Brünneck, Die Leibeigenschaft in Ostpreußen, Die Leibeigenschaft in Pommern, Zeitschrift d. Savigny-Stiftung f. Re-
- 23 R. Kötzschke, a. a. O., S. 64, SS. 78-80. A. Krenzlin, ibid., S. 116; A. Kunze, a. a. O., SS. 166-168; K. Blaschke, a. a. O., Š 67-68; W. Boelcke, ibid, Š 139-140;
- 24 chen Kolonisation, M. Weber, a. a. O., SS. 445-447; S. 46 f., 69 f A. Krenzlin, a. a. O., SS. 85-118; R. Kötzschke und W. Ebert, Geschichte der ostdeuts-
- 25 A. Krenzlin, ibid., SS. 113-118.
- 26 R. Kötzschke, Ländliche Siedlung und Agrarwesen in Sachsen, SS. 214-215, 227-231.
- 27 R. Kötzschke und W. Ebert, a. a. O., S. 46 f., 63 f., 69 f.
- SS. 231-270, Bd. 3, SS. 354-367; R. Kötzschke, Ländliche Siedlung und Agrarwesen, SS. 92-97, 147-151 f. August Meitzen, Siedlung und Agrarwesen der Westgermanen und Ostgermanen, der Kelten, Römer, Finnen und Slawen, 쩑
- 名と同じイリア・ヘルツェークなる家長の下に二十二夫婦、 六十四人の家族が共同生活を営んでいた。 後十家族三十七人が四つの複合家族として独立し、六号の イア地方の辺境の数個の Sadruga からなるイリア・ヘルツェーク村の実態を紹介している。このうち整理番号六の Sadruga には、 A.Meitzen, ibid, Bd. 2, SS. 213-219, Bd. 3, SS. 341-354. 特に三巻の Anlage 104, Südslawische Hauskommunionen にはクロファ もっともこの Sadruga はその
- の大部分は上ラウズィッツ地方に集中しており、十九世紀半ばにレバウのスラブ人居住地外において、七つのカトリック教会と一つの十一年に新教徒三百九十七万二百十二名(九十四・四%)に対し旧教徒(カトリック)は十九万五名(四・七%)であった。 しかしそ K. Blaschke, a. a. O., SS. 70-72; J. Zemmrich, a. a. O., S. 22, 101. ツェムリヒの報ずる所によれば、ボー家族三十七人が四つの複合家族として独立し、六号の Sadruga には十家族二十四人が残るのみとなった。 ツェムリヒの報ずる所によれば、 ザクセン 全体で千

派の教会では通常の礼拝がヴェンド (スラブ)語で行われ、 二十三の福音派の教会では、ドイツ語とスラブ語が交互に使用され

- a. a. O., SS. 28-33.
- SS. 29-32.
- Friedrich Lütge, 58-76. Geschichte der deutschen Agrarverfassung vom frühen Mittelalter bis zum 19. Jahrhundert, 1963, Š
- Kötzschke, a. a. O., SS. 92-95.
- の史料は非常に少いと指摘している。 W. Boelcke, a. a. O., S. 59. ボエルケは上ラウズィッツ地方の南部に裁判関係の豊かな史料があるのに対し、 北部ソルベン人関係
- R. Kötzschke, a. a. O., S. 93 f; W. Boelcke, ibid., S. 75; A. Meitzen, a. O., Bd. 2, SS. 242-243
- R. Kötzschke, ibid., SS. 92-95; A. Meitzen, ibid., SS. 241-264.
- R. Kötzschke, ibid., S. 93 f.; A. Meitzen, ibid., S. 243; W. Boelcke, a. a. O., S. 35, 61-63.
- 裁判の裁判官もこの領主裁判で任命され、さらに裁判官及び陪審員もここで任命される。 はなく、領主の官僚が任命された。 それも領主の裁量で裁判が開かれるという領主の命令に服していた。しかもその裁判の権能は非常に制限されており、 W. Boelcke, ibid., SS. 60-75. 近世初頭のバルー - ト所領(上 上ラウズイッツ中部地域) のソルベン人村落五カ村の住民は、 しかも領主裁判の裁判官には、 村内のもので
- Ibid., SS. 69-75.
- K. Blaschke, a. a. O., SS. 70-72; W. Boelcke, ibid., S. 69,
- W. Boelcke, ibid., S. 34 f., 78; R. Kötzschke, a. a. O., Ś 113
- W. Boelcke, ibid., S. 36, 39, 79, 80, 92.
- Ibid., SS. 79-80; F. . Lütge, a. , S. 121 f.
- F. Lütge, ibid., SS. 103-117; W. Boelcke, ibid., S, 2
- 騎士層を中心とする封建貴族層の軍事的・政治的植民がまず重要で としている。 F. Lütge, ibid., SS. 96-99; W. Boelcke, ibid., S. R. Kötzschke, a. この被護の下 a. O., S. 105 f. 人農民の本格的植民が行われた ツ東方植民においては、
- 50 Kötzschke, a. a. O., SS. 75-76; R. Kötzschke und W. Ebert, a. a. O., S. 63, SS. 67-69
- Kötzschke, Blaschke, Ländliche Siedlung und Agrarwesen, S. Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 2, SS. 124-125. 74; C. Tillmann, Lexikon der deutschen Burgen und Schlösser, Bd. 4,
- Lütge, a. a. O.,
- 53 W. Boelcke, ibid., S. 108 f.
- English, Feudal Society, 1961, pp. 151-189, 241-254, 394-407, 421-431. と拙著「西洋経済史」世界書院、 封建領主の農民に対する軍事的保護と司法的保護の関連については、さしあたり、 Marc Bloch, La société féodale, 第一章第一節・第二節を参 Translation in
- 55 R. Kötzschke, a. a. O., SS. 96-98; W. Boelcke, a. a. O., S. 60, 62.
- 56 W. Boelcke, ibid., S. 36, SS. 60-75.
- の度合は高い。 第四表、第五表でスラブ人の比率の高い長方形耕地の村や、方形と線型の耕地の村及び方形の耕地の村では、大規模騎士農場の成立 さらにドイッ人の比率が高いが、 スラブ人も三、四割の比率である森林フー へ村の北辺地帯でも大規模騎士農場が多い
- W. Boelcke,
- 59 * Boelcke, ibid., S. 90; K. Blaschke, a. O., Bd. 4, S. 51.
- 60 W. Boelcke, ibid., SS. 91-92.
- Arno Kunze, a. a. O., S. 168 f.; R. Kötzschke, a. a. O., S. 227
- W. Boelcke, a. a. O., S. 60 f.
- Ibid., S. 108; R. Kötzschke, a. o., s. 74 f.
- O Karte 29.
- $\widehat{67} \ \widehat{66} \ \widehat{65} \ \widehat{64} \ \widehat{63} \ \widehat{62} \ \widehat{61}$

- Ibid., S.
 Ibid., S. 184
- 69 68 184.
- 70 Ibid., S. 183.
- W. Boelcke,

八六六年から一八六八年に至る第一イ ョナルの総務委員会にかんする史料 (その一)

(The General Council of the First International, 1866-1868, 1964, Progress Publishers, Moscow, pp. 444.)

田

はかつての"四〇年代"の目標を失い、労働者階級の運動の具体的 みせつつあったヨーロッパの資本主義とは対照的に、社会主義運動 について簡単にふれるならば、 スクワのマルクス・レーニン主義研究所では、当時ロンドンで開かれ ル総務委員会の厖大な記録を公刊しはじめていた。 社会主義諸国ではとれを記念していろいろな行事が催されたが、 一八五〇年後、 枢的機能ともいうべき第一インタ 一八四八年のフランス二月革命の危 ギリスを中心として着実な発展を ル結成一〇〇年にあたり、 その史料的意義 ナショナ

図が、彼らの胸の中に当然に秘められていたことはいうまでもない そしてこのような重要な使命を担う国際的組織の中枢こそ、 資本主義の土台を揺がすような革命的組織に育て上げようとする意 主義をもって理論的に武装し、(2) どの連合統一戦線をはかることであった。そしてさらに科学的社会 かり、これを中心として各国の労働組合主義者および民族主義者な 動の四分五裂の状勢のなかで、社会主義勢力の再建および結集をは 傾向があった。一八六四年の第一インターナショナルの結成は、主(1) としてマルクスとエンゲルスが、 、たんに防衛的組織としてのみならず、 このような社会主義および労働運 各資本主義諸国の発展のテン ナショナルの結成は、主 この総

一八六六年から一八六八年に至る第一インタ ーナショナルの総務委員会にかんする史料(その一)

六五 (三〇七)